資料３

議題（３）令和９年度　課税限度額の見直しについて

１　課税限度額引き上げの改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から医療(基礎)分の課税限度額が66万円から67万円に引き上げられました。

本市では、従前より1年先送りで改正しており、令和9年度課税分について、改正法に合わせた課税限度額としたい。令和8年2月20日付で市長意向確認の決裁済み。

２　八街市国民健康保険税率と課税限度額

		令和8年度（改正前）		令和9年度（改正後）	
医療保険分	①所得割率 前年所得－（43万円＋10万円×（給与所得者の数－１））	7.5	%	仮算定に基づき税率等の見直しを行い決定	%
	②均等割額 （国保加入者数×税額）	23,000	円		円
	③平等割額 （１世帯税額）	32,000	円		円
	課税限度額 （①＋②＋③上限）	660,000	円	670,000	円
後期高齢者支援金分	①所得割率 前年所得－（43万円＋10万円×（給与所得者の数－１））	2.0	%	仮算定に基づき税率等の見直しを行い決定	%
	②均等割額 （国保加入者数×税額）	10,000	円		円
	課税限度額 （①＋②上限）	260,000	円	260,000	円
介護納付金分	①所得割率 前年所得－（43万円＋10万円×（給与所得者の数－１））	1.5	%	仮算定に基づき税率等の見直しを行い決定	%
	②均等割額 （国保加入者数×税額）	12,000	円		円
	課税限度額 （①＋②上限）	170,000	円	170,000	円
子ども・子育て支援金分	①所得割率 前年所得－（43万円＋10万円×（給与所得者の数－１））	0.3	%	仮算定に基づき税率等の見直しを行い決定	%
	②均等割額 （国保加入者数×税額）	1,718	円		円
	③18歳以上均等割額 （該当する国保加入者数×税額）	165	円		円
	課税限度額 （①＋②上限）	30,000	円	30,000	円
課税限度額　計		1,120,000	円	1,130,000	円

医療保険分・・国民健康保険加入者の医療費の支払いに充てる財源

後期高齢者支援金分・・後期高齢者医療制度を支援するための財源

平成20年度に開始された後期高齢者医療制度の財源は、公費５割、被保険者の保険料１割、健康保険組合等（国民健康保険、共済組合等）が約４割負担することとなっている。

介護納付金分・・介護保険に充てる財源となり、40歳以上65歳未満の方に課税

子ども・子育て支援金分・・子育て世代を支えるための事業に充てる財源

3　課税限度額引き上げに伴う調定額と超過世帯数の影響

○医療保険分

	課税限度額(円)	調定額(円)	限度額超過世帯数	国保世帯数
現　行	660,000	1,147,380,200	158	10,751
改正後	670,000	1,148,931,100	152	－
差　引	10,000	1,550,900	-6	－

○後期高齢者支援金分

	課税限度額(円)	調定額(円)	限度額超過世帯数	国保世帯数
現　行	260,000	299,045,700	76	10,751
改正後	260,000	299,045,700	76	－
差　引	0	0	0	－

○介護納付金分

	課税限度額(円)	調定額(円)	限度額超過世帯数	国保世帯数
現　行	170,000	104,964,800	47	4,802
改正後	170,000	104,964,800	47	－
差　引	0	0	0	－

○子ども・子育て支援金分

	課税限度額(円)	調定額(円)	限度額超過世帯数	国保世帯数
現　行	30,000	47,255,600	133	10,751
改正後	30,000	47,255,600	133	－
差　引	0	0	0	－

○全体

	課税限度額(円)	調定額(円)	限度額超過世帯数	国保世帯数
現　行	1,120,000	1,598,646,300	－	10,751
改正後	1,130,000	1,600,197,200	－	－
差　引	10,000	1,550,900	－	－

※　令和8年7月24日時点の所得情報をもとに、令和8年4月1日を基準日とした世帯状況での試算となります。

※　この影響額は、課税限度額のみを改正した場合の試算となります。

4　課税限度額の推移について　　（単位：万円）

		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援金分		合　　計	
年	月	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法
9	4	53	53	−	−	−	−	−	−	53	53
10	4	53	53	−	−	−	−	−	−	53	53
11	4	53	53	−	−	−	−	−	−	53	53
12	4	53	53	−	−	7	7	−	−	60	60
13	4	53	53	−	−	7	7	−	−	60	60
14	4	53	53	−	−	7	7	−	−	60	60
15	4	53	53	−	−	7	7	−	−	60	60
16	4	53	53	−	−	8	8	−	−	61	61
17	4	53	53	−	−	8	8	−	−	61	61
18	4	53	53	−	−	8	9	−	−	61	62
19	4	53	56	−	−	9	9	−	−	62	65
20	4	45	47	11	12	9	9	−	−	65	68
21	4	45	47	11	12	9	10	−	−	65	69
22	4	47	50	12	13	10	10	−	−	69	73
23	4	50	51	13	14	10	12	−	−	73	77
24	4	51	51	14	14	12	12	−	−	77	77
25	4	51	51	14	14	12	12	−	−	77	77
26	4	51	51	14	16	12	14	−	−	77	81
27	4	51	52	16	17	14	16	−	−	81	85
28	4	52	54	17	19	16	16	−	−	85	89
29	4	54	54	19	19	16	16	−	−	89	89

4　課税限度額の推移について　（単位：万円）

		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援金分		合　計	
年	月	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法	市	地方税法
30	4	54	58	19	19	16	16	－	－	89	93
31	4	58	61	19	19	16	16	－	－	93	96
2	4	61	63	19	19	16	17	－	－	96	99
3	4	63	63	19	19	17	17	－	－	99	99
4	4	63	65	19	20	17	17	－	－	99	102
5	4	65	65	20	22	17	17	－	－	102	104
6	4	65	65	22	24	17	17	－	－	104	106
7	4	65	66	24	26	17	17	－	－	106	109
8	4	66	67	26	26	17	17	3	3	109	110
9	4	67	67	26	26	17	17	3	3	113	113